

とらい & GROW ^{325号}

2015/4/20発行

2015.4月号

『景気に高揚感が出てきました』

タイトルはごく表面的に周囲を見ると、との意味です。現実には、根底にいつ噴火してもおかしくないマグマが一杯です。経済はマネーゲームのバブル状態です。長年のデフレ脱却のカンフル剤としては成功の途、この方法しか無かったのかも知れません。さあ問題はこれからどう成長戦略を実現できるのか？それはこれからに掛かっています。

「成長」「発展」とはどういうことでしょうか。規模の拡大でしょうか？質的向上でしょうか？右肩上がりの経済なのでしょう？・・・成長発展は過去20世紀にさんざん追求し求めてきた日本の成功モデルといえましょう。実は21世紀はもうこの種の成功モデルは通用しないのではないのでしょうか。物は満たされ、余りあります。私たち大部分のモノは手に入れました。物に囲まれてはいるものの、本当に満たされたという

感覚をもてるかでしょう。これは内面的な「心」の問題で家族とか、ご近所とか、職場とか、健康のこととか、将来のこととか・・・ひとりではない、周りに支えられている実感を持てるか否かがこの満足度を大きく左右するでしょう。「モノ」から「こころ」へ、「形あるもの」から「形なきもの」へ、が重要視されるでしょう。



商売の質も変化し、急ぎ過ぎから、ゆったり感が貴重とされるのでは・・・こう考えていきますと「成長・発展」の意味するところが大分変り、人間らしい繋がりあるものに移っていく今真只中にあるような気がしているのですが・・・と、いろいろ考えること多き（漠然とした不安とともに）毎日を過ごしています。好きな淡い緑の新緑の季節も間もなくです。

日経平均株価 Nikkei 225	
現在値 Current	20004.30
前日比 Change	+66.58
始値 Open	19989.55
高値 High	20004.30
安値 Low	19961.88

<15年ぶりに日経平均株価が一時2万円の
大台に回復>

モラロジー生涯学習セミナー

第9回 公開ニューモラルセミナーのご案内

日時 5月15日(金) 19:00~21:00
場所 藤沢商工会館ミナパーク 501号室
講師 鍛冶屋 邦雄
参加費 500円
お問い合わせ先 0466-53-6677

さわやか土曜塾の御案内

日時 5月9日 10:00~11:30
場所 辻堂市民図書館 2F 会議室
参加費 500円
講師 北 雄二

(公益財団法人モラロジー研究所参与)

お気軽にご参加ください。心よりお待ちしております。

平成
27年度

税制改正

今年度も税制改正が行われ、多くの税制が変更されました。その中で顧問先様に関係する税制改正を幾つか抜粋して税種類別にご紹介したいと思います。

1 法人課税

(1) 法人税率の引き下げ

法人税率を 25.5% から **23.9%** に引き下げます。

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

参考

国・地方を通じた法人実効税率

27 年度改正では、法人事業税（地方税）の所得割の税率の引き下げと合わせて、国・地方を通じた法人実効税率は次のようになります。また、以後数年で、法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指します。

	改正前	27 年度	28 年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割（標準税率）	7.2%	6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11% (2.51%)	31.33% (3.29%)



(2) 受取配当等益金不算入制度の見直し

支配目的の株式（＝持株比率が高い株式）への投資については、経営形態の選択等に税制が影響を及ぼすことのないように 100% 益金不算入としつつ、持株比率の基準を見直しします。

支配目的が乏しい株式等（＝持株比率が低い株式等）への投資については、他の投資機会との選択を歪めないように新たに区分を設け、益金不算入割合を一部引き下げます。

	改正前		改正後	
	持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合
益金不算入割合	25% 未満	→ 50%	5% 以下	→ 20%
	25% 以上	→ 100%	5% 超 1/3 以下	→ 50%
			1/3 超	→ 100%
株式投資信託の 分配金	分配金の額の 1 / 2 又は、1 / 4 の 額について、50% 益金不算入		0% 益金不算入（全額益金算入） 特定株式等信託の分配金は 20% 益金不算入	

27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

(3) 所得拡大促進税制の要件緩和

【改正前】

給与等支給額が基準年度と比較して 2% 以上（初年度～2 年目）、3% 以上（3 年目）、5% 以上（4～5 年目）増加している等の要件を満たす場合、増加分の 10% 相当額を税額控除。

【改正後】

給与等支給額が基準年度と比較して 2% 以上（初年度～2 年目）、3% 以上（3 年目）、**3% 以上（4～5 年目）**増加している等の要件に緩和されます。

2 資産課税



(1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、適用制限を平成 31 年 6 月 30 日まで延長した上で、非課税枠を最大 3,000 万円まで拡充します。

詳しくは、とらい&GROW322 号 (2015/01/23 発行) に記載されていますので、ご確認下さい。

(2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

< 制度の概要 >

親・祖父母（贈与者）は、金融機関に子・孫（20 歳以上 50 歳未満。受贈者）名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括拠出した場合、この資金について、子・孫ごとに 1,000 万円までを非課税とします

相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算します。

贈与者が 50 歳に達する日に口座は終了します、使い残しに対しては贈与税を課税します。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの措置になります。

3 個人所得課税



(1) NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得に非課税措置）の拡充

現行の NISA について、年間の投資上限額（現行：100 万円）を、平成 28 年から 120 万円（累積 600 万円）に引き上げます。

若年層への投資のすそ野拡大などの観点から、ジュニア NISA が創設されます。

(2) 住宅ローン控除等の延長

平成 29 年末までの適用期限とされている住宅ローン控除等の措置について、消費税率 10% への引き上げ時期の変更に伴い、その適用期限を平成 31 年 6 月末まで 1 年 6 ヶ月延長されます。

(3) ふるさと納税の拡充

ふるさと納税に係る特例控除額の上限を、個人住民税所得割額の 2 割（現行：1 割）に拡充します（平成 28 年度分以後の個人住民税について適用）

詳しくは、とらい&GROW323 号 (15/02/20 発行) に記載されていますので、ご確認下さい。

4 消費課税

(1) 消費税率 10% への引き上げ時期の変更等

消費税率 10% への引き上げ時期について、平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日に変更。

『景気判断条項』を削除します。

5 納税環境整備



(1) 国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用の適正化の観点から、その適用を受ける納税者に対し、平成 28 年分以後の所得税について、親族関係書類等の添付が義務付けられることとなります。

納税者の親族であることが確認できる書類（例 戸籍の附表の写し、出生証明書等）

納税者が親族生活費等に充てるための支払を行ったことが確認できる書類（例 送金依頼書等）

今回ご紹介したものは税制改正の一部ですので、改正の全容を知りたい方は『財務省 平成 27 年度税制改正』をご覧ください。

★職員のご紹介★

いつもお世話になっております、宇久田税理士事務所の佐藤と申します。去年の6月に入社し、研修生として働いていましたが、この度4月から社員として働かせて頂くことになりました。これからご関与させて頂くお客様の利益に繋がるよう、日々努力して参りますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

宇久田進治税理士事務所 佐藤 信介



★研修生のご紹介★



初めまして。4月から3ヶ月間、研修をさせていただくことになりました海賀(かいが)と申します。税理士を目指しておりまして、父の仕事の顧問税理士である宇久田進治先生に幾度かご相談をさせていただき、今回研修をさせて頂けることになりました。今回のこの研修の機会をいただけ、大変ありがたく思っております。

会計事務所の仕事は初めてですので、毎日が勉強です。3ヶ月という期間で出来ることは限られていますが、だからこそ毎日が無駄にしないよう向上心を持ち、日々精進していきたいと思っております。また日々の業務で知識を積み重ね、丁寧にお仕事をさせていただき、お客様、従業員の皆さんの信頼に答えていきたいと考えております。

3ヶ月間、どうぞよろしく宜しくお願いいたします。



今月の一言 宇久田進治



「朗報」と「希望」

朗報 土曜開校 鹿児島のある公立校、全国初の土曜日授業。いったい土曜日学校休みは何だったのだろう？とても有効な土曜活用とは思えないが……。単に学力アップを望むものではないが、是非復活し、人間形成に役立つ土曜半日を過ごしてもらいたい。

希望 「トイレの神様」歌詞のなかで お嬢さんにおばあちゃんがトイレには神が宿る、きれいに掃除すると将来ベッピンさんになると話す。時をへてお嬢さんはおばあちゃんの気持ちを知ることになる。お掃除の大切さを教えている。今の子供たちは学校のトイレの掃除をしているのだろうか？

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 柿崎ビル6F URL : <http://www.ukuta.net/>

TEL 0466(36)0627 FAX 0466(33)4892

<http://www.cityfujisawa.ne.jp/~ukuta/>

「とらい&グロウ」はメールでも配信しております。郵送によらずメール配信をご希望の方は、上記までご一報ください。また、バックナンバー(先月以降分)をご希望の方も上記までご連絡下さい。